

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第8回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成17年11月14日（月）13：30～15：00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）絹川信博，坂本雅子，津田聰夫，西村重雄，簀田孝行（委員長）

（庶務）渡邊総務課長，中島総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

(1) 平成18年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

(2) 平成18年4月の弁護士任官候補者に関する情報について

5 審議資料（添付省略）

25 平成18年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報

26 平成18年4月の弁護士任官候補者に関する情報

6 協議

(1) 平成18年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報について

庶務から，福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料25の情報8件（情報1から情報8）について，情報の概略等の報告を行った上で，以下のとおり協議が行われた。

ア 情報1について

情報1の報告書（以下「本報告書」という。）については，情報の受付期限（10月28日（金））経過後の10月31日（月）に提出されたため，前回の委員会で，「期間経過後であっても，特段の情報がある場合には，こ

れを受け付ける。」との取り決めに沿って、この情報を特段の情報として取り扱うべきか否かが議論された。その結果、本報告書は、弁護士個人から地域委員長宛てに直接提出された情報であり、情報の中身も再任（判事任命）候補者の指名の適否に影響を及ぼす情報と考えられることから、特段の情報として取り扱うこととされた。

また、本報告書には、「再任の適否に関する資料（地域委員会宛）もしくは人事評価資料（福岡高等裁判所総務課長宛）として、下記の通り報告します。」との記述があるため、これを地域委員会宛の報告書として取り扱うべきかが議論された。本報告書は、地域委員会からの情報提供の依頼を契機として提出されたものであることが明らかであり、福岡高等裁判所総務課長と併記されてはいるものの、地域委員会をその名宛として明記していること、また、人事評価資料については、福岡高等裁判所宛てではなく、対象裁判官の所属庁宛てに提出すべきものであることなどから、地域委員会宛てに提出されたものとして取り扱うこととされ、全員一致で本報告書を指名諮問委員会へ報告する情報として取り扱うこととされた。

なお、一部の委員から、裁判官の任期は10年とされているところ、任期中に仮に労働災害により病気休暇を取得している期間がある場合や育児休業を取得している期間がある場合などについては、これを任期期間に計上すべきか否か再検討すべきではないかとの意見が出された。

イ 情報2及び情報3について

いずれの情報も、各情報提供者個人から地域委員長宛てに直接提出された情報であり、情報の内容も具体的で、情報の的確性についても一見して問題がないことから、全員一致で各情報を指名諮問委員会へ報告することとされた。

ウ 情報4から情報8について

いずれの情報も、再任（判事任命）候補者を積極的に評価した情報であり、

ネガティブチェックという本質からすると、正式報告すべき情報ではないが、参考として指名諮問委員会に送付することとされた。

(2) 平成18年4月の弁護士任官候補者に関する情報について

庶務から、福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料26の情報11件(情報9から情報19まで)について、情報の概略等の報告を行った上で、協議が行われた。いずれの情報も、各情報提供者個人から地域委員長宛てに直接提出された情報であり、「裁判官として執務能力等の判定が可能となるように、客観的で、多角的・多面的な情報を可能な限り豊富に収集する。」という趣旨に沿った有益な情報であるとして、全員一致で、指名諮問委員会に報告する情報として取り扱うこととされた。

また、情報の的確性を担保する上で、指名諮問委員会に情報を提供をする際には、情報提供者と弁護士任官候補者との関係を可能な限り明らかにした上で報告するのが相当であるとの意見が出され、今回の指名諮問委員会に対する報告に際しても、この旨記載をすることとされた。また、今後、地域委員会から情報提供の依頼を行うに際して、情報提供者と指名候補者との関係が読み取れる内容をも記載すべき旨を注記することとされた。

7 次回期日

次回の福岡地域委員会の期日は、追って指定されることとなった。